

佐世保市まちづくり促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市のまちづくり活動並びに生涯学習活動の基盤である町内公民館、自治会、町内会等（以下「町内組織」という。）の振興を図ることを目的として、佐世保市まちづくり促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、佐世保市補助金等交付規則（平成17年規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 補助金の交付の対象となるものは、生涯学習の一環として行うまちづくりのための次の活動費及び事業費とする。

(1) 体育・レクリエーション活動

(例) グラウンドゴルフ大会、親睦球技大会、マラソン大会など

(2) 文化活動

(例) 俳句・短歌活動、美術作品展、史跡めぐりなど

(3) ふるさとづくり活動

(例) 花いっぱい運動、ほたるの里づくり、町内美化活動、夏まつりなど

(4) 研修活動

(例) 研修視察旅行、町内活動研修会など

(補助額)

第3条 補助金の額は、次の各号に掲げる額の合計額とし、それぞれの額は、別に定める補助金交付基準による。

(1) 町内組織に対し均一に交付する額

(2) 世帯数に応じて交付する額

(交付申請)

第4条 町内組織は、補助金交付申請書（様式1）を市長に提出するものとする。

(交付決定)

第5条 市長は、提出された補助金交付申請書を精査のうえ、交付を決定し指令書をもって町内組織に通知する。

(請求)

第6条 町内組織は、指令書による決定通知を受けたときは、請求書（市指定によるもの）及び請書（様式2）を市長に提出するものとする。

(交付)

第7条 市長は、適法な請求書を受領後、すみやかに補助金を町内組織の代表者又は代表

者の指定する者に交付する。

2 補助金は、規則第14条第2項の規定により、前金払により交付するものとする。

(実績報告書)

第8条 町内組織は、事業終了後当該年度の3月末日までに、実績報告書(様式3)を市長に提出するものとする。

(確定手続の省略)

第9条 補助金の確定手続については、規則第19条の規定により、省略するものとする。

(交付の停止と返還)

第10条 市長は、町内組織が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、補助金の交付を停止し、又は、補助金の一部若しくは全部の返還を命ずることができる。

- (1) 不正又は虚偽の申請により補助金の交付を受けようとするとき、又は受けたとき。
- (2) 事業を他の団体等に委託したとき。
- (3) 事業の運営が適正でないと認められたとき。
- (4) この要綱に違反する事実があったとき。

(様式の特例)

第11条 第4条で定める補助金交付申請書(様式1)及び第8条で定める実績報告書(様式3)は、規則第20条の規定により定めた様式の特例とする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し、必要な事項は、そのつど市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成2年4月2日から施行する。

(小佐々町の編入に伴う経過措置)

2 第3条の規定にかかわらず、編入前の小佐々町区域内の町内組織に係る補助金額については、平成18年3月31日から平成21年3月31日までの間は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年3月31日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月19日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の様式1の規定は、この要綱の施行の日以後になされる申請について適用し、同日前になされた申請については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の様式1の規定は、この要綱の施行の日以後になされる申請について適用し、同日前になされた申請については、なお従前の例による。

佐世保市まちづくり促進事業費補助金交付基準

		均等配分額 (円)	世帯配分額 (円)	交付額計 (円)
町 内 規 模	世帯数99 以下	10,000	5,000	15,000
	100~ 599	10,000	10,000	20,000
	600~ 999	10,000	15,000	25,000
	1000~ 以上	10,000	20,000	30,000

世帯数は、毎年4月1日現在の世帯数を基準とする。

(表面)

(様式1)

令和 年 月 日

佐世保市長 様

住所 佐世保市 町 番(地) 号
丁目

町内組織 公民館 自治会 町内会 区
役職名
代表者名

令和 年度 まちづくり促進事業補助金交付申請書

このことについて、事業の活動補助金として次のとおり交付されるよう申請します。

また、本申請を行うにあたり、裏面の誓約事項に相違ないことを誓約し、これらが事実と相違することが判明した場合には、補助金等の交付の決定の全部又は一部が取り消されることについて同意します。

なお、誓約事項の事実確認のため、長崎県警察本部へ申請者情報に関する照会がなされる場合があることを承諾します。

記

1 補助金申請額 金 _____ 円

2 主な事業

--

3 収支予算書

収 入	支 出
円	円
(内訳)	(内訳)
・補助金	・
・町費等	・
・	・
・	・
・	・

4 その他の資料

(裏面)

誓約事項

- ① 私は、「佐世保市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）」（以下「暴力団排除条例」という。）に規定された暴力団又は暴力団員ではありません。
- ② 私は、暴力団排除条例に規定された暴力団又は暴力団員と以下の関係を有する者ではありません。
 - (1) 正当な理由がなく暴力団の活動又は暴力団の活動を助長する活動に参加し、関与し、又は協力した者
 - (2) 暴力団員が役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第21号ロに規定する役員をいう。）となっている事業者又は暴力団員により実質的にその運営を支配されている事業者
 - (3) 自己若しくは特定の者の利益を図る目的又は特定の者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力を利用した者
 - (4) 法令上の義務としてする場合、情を知らないでする場合その他の正当な理由がある場合を除き、暴力団又は暴力団員に対して金品その他の財産上の利益を供与した者
 - (5) 暴力団と友人又は知人として会食、遊戯、旅行、スポーツその他の行為を共にする等社会的に非難される関係を有し、又は有していた者
 - (6) その他暴力団関係者であるとして、警察等捜査機関から通報があった者、若しくは警察等捜査機関が確認した者

(様式2)

請 書

令和 年 月 日

佐世保市長 様

住所 佐世保市 町 番(地) 号
丁目

町内組織 公民館 自治会 町内会 区
役職名
代表者名 (印)

令和 年 月 日付佐世保市指令 第 号による補助金指令の条項
を守りお請けします。

(様式3)

令和 年 月 日

佐世保市長 様

住所 佐世保市 町 番(地) 号
丁目

町内組織 公民館 自治会 町内会 区
役職名
代表者名

令和 年度 まちづくり促進事業補助金実績報告書

令和 年 月 日付佐世保市指令 第 号で交付された補助事業費の実績を次のとおり報告します。

記

1 補助金交付額 金 _____ 円

2 主な事業

--

3 収支精算書

収 入	支 出
円	円
(内訳)	(内訳)
・補助金	・
・町費等	・
・	・
・	・
・	・
・	・

4 その他の資料

※実施した活動の概要がわかるもの(写真や事業実績説明書等)を必ず添付してください。説明書を添付される場合は、期日・場所・参加人数・活動内容が明記されていれば、任意の様式で結構です。